

『現場の悩みをズバリ解決！ 営業店の相続実務Q&A【三訂版】』  
に関する追加情報

本書に関する発刊後の追加情報について、下記のとおりお知らせいたします。学習の際にご活用ください。

## 記

相続法の改正（動向）につき、本書においては中間試案、および追加試案の内容を紹介しておりますが、法務省法制審議会（第26回会議（H30/1/16開催））において決定された「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」では、仮払い制度について、次のとおり見直しが行われています。

**第2 遺産分割に関する見直し等**

## 2 仮払い制度等の創設・要件明確化

## (2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者ごとに政省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。（注）

（注）金融機関ごとに払戻しを認める上限額については、標準的な必要生計費や平均的な葬式の費用の額その他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して政省令で定める。

上記によれば、家庭裁判所の判断を経ないで行う預貯金払戻しの金額については次の通りとなります。

**【試案】**（※本書の関連ページ：24頁、30-32頁、151-152頁）

相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）×20%×（当該払戻しを求める法定相続人の法定相続分）＝単独で払戻しをすることができる額（ただし1金融機関では合計100万円が限度）

↓

**【要綱案】**

相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）×1/3×（当該払戻しを求める法定相続人の法定相続分）＝単独で払戻しをすることができる額（ただし預貯金債権の債務者ごとに政省令で定める額を限度とする）

以上